都立学校における新型インフルエンザ対応マニュアル

(暫定版)

平成20年12月

東京都教育委員会

都立学校における新型インフルエンザ対応マニュアル(暫定版)

<目 次>

	策定の主旨······P	1
	基本的な考え方・・・・・・・・・・・P	1
	新型インフルエンザについて	
	- 新型インフルエンザの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	1 新型インフルエンザの感染経路・・・・・・・・・・・・・・・P	
	3 通常のインフルエンザと新型インフルエンザの違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4 法令における新型インフルエンザの位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5 新型インフルエンザの感染予防策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(5 都の発生段階と国のフェーズとの比較・・・・・・・・P	5
-	7 新型インフルエンザ対策における危機管理体制(都庁内)・・・・・・P	6
	新型インフルエンザ患者発生の段階に応じた東京都教育委員会	
	及び都立学校の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・P	
	発生段階に応じた主な対策・・・・・・・・・・・・・P	8
	1 発生前期(現時点で実施すべき事項)・・・・・・・・・・・P	10
	2 海外発生期··········P	12
	- /4// /2 / // 3 国内発生期···········P	
	4 都内流行期(前期)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P	
	5 都内流行期(後期)・大規模流行期・・・・・・・・・・・・・P	10
	5 流行終息期··········P	20
,		20
	学校において新型インフルエンザが発生した場合等の対応	
	1 新型インフルエンザの疑いがある場合の対応・・・・・・・・・・P	21
	2 幼児・児童・生徒等の在校時間中に臨時休業の通知が出された場合の対応	
	3 新型インフルエンザ発生時の連絡フロー・・・・・・・・・・・P	22
	4 各連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P	23
•		20
	新型インフルエンザ関連情報・・・・・・・・・・・・・・・・・P	24
	新型インフルエンザ対策の新たな動向・・・・・・・・・・P	25
咨	料	
	↑~¬ 1 発生段階に応じた主な対策(都対応マニュアルより)・・・・・・・・・P	27
	2 発熱センター・発熱外来の概要(都対応マニュアルより)・・・・・・P	
	3 フェーズ分類と発生段階との対応表(国行動計画改訂案より)・・・・P	
	4 今後の検討事項(危機管理部会)案(都対策会議資料より)・・・・・P	
	5 都政のBCP (新型インフルエンザ編)案(都対策会議資料より)・・P	
	5 今後の検討事項(保健医療部会)案(都対策会議資料より)・・・・・P	
-	7 事業活動のあり方の検討(都あり方検討連絡会資料より)・・・・・・P	34

策定の主旨

新型インフルエンザとは、過去にヒトが感染したことのない新しいタイプのインフルエンザのことである。新型インフルエンザに対してヒトは免疫を持っていないため、世界中で大流行し、人命や社会経済活動に多くの被害をもたらすことが懸念されている。

東京都は平成19年3月、「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定した。 東京都教育委員会では、これを基に集団感染の起きやすい学校の特殊性を考慮 し、新型インフルエンザが発生した場合の適時的確な対応を図るため、「都立学 校における新型インフルエンザ対応マニュアル(暫定版)」を策定する。

なお、本マニュアルは、現時点の状況に基づいて作成したものであり、現在 国及び東京都において取組の見直しが進められており、今後の状況の変化に応 じて、適宜修正を加えることから、暫定版とした。

本マニュアルにより、都立学校関係者が新型インフルエンザ対策についての 共通認識と理解を深め、具体的対策が円滑に進められるよう活用いただきたい。

基本的な考え方

- 1 新型インフルエンザ対策の目的は、可能な限り感染拡大を阻止し、健康 被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を破たんさせないことにある。
- 2 新型インフルエンザの発生の時期や地域、感染力、病原性の強さ等を正確に予測することは困難であるが、新型インフルエンザが発生した場合においては、周到な計画の下に発生初期の段階で抑え込むことにより、感染拡大を防止することが重要である。
- 3 児童・生徒が集まる学校は、集団感染の場になりやすく、発達した交通 網を持ち、多くの人が活動する生活都市東京では、より一層の警戒が必要 である。具体的には早期からの学校閉鎖の検討など、各発生段階に応じた 対策を進めていく必要がある。

新型インフルエンザ発生後に判明する症状や感染力等により、対応策も変化していくと考えられるが、情報に過度に反応してパニックにならないよう、正しい情報に基づく適切な判断・行動が求められる。それぞれの時点での状況等を踏まえて、具体的な対応策を検討し的確な対応を行うことが重要である。

新型インフルエンザについて

1 新型インフルエンザの概要

新型インフルエンザとは、動物、特に鳥類のみに感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的にヒトに感染していたものが、ヒトの体内で増えることができるように変化し、更にヒトからヒトへと効率よく感染するようになり起こる疾患である。

人間界にとっては未知のウイルスでヒトは免疫を持っていないため、容易にヒトからヒトへ感染して広がり、急速な世界的大流行(パンデミック)を起こす危険性がある。また、罹患者のうちかなりの人が肺炎などの合併症を起こし、死亡する割合も通常のインフルエンザよりも高くなる可能性があると考えられている。

2 新型インフルエンザの感染経路

毎年ヒトの間で流行するインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。現段階では、新型インフルエンザが発生していないため、感染経路を特定することはできないが、飛沫感染が主な感染経路になると推測されている。

ウィルスは細菌とは異なり、粘膜・結膜などを通じて生体内に入ることによって細胞の中でのみ増殖ができる。生体内以外の環境中(机、ドアノブ、スイッチなど)では状況によって異なるが、数分から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

なお、空気感染は医療現場などのきわめて限定した場でのみ起こりうる と考えられている。



3 通常のインフルエンザと新型インフルエンザの違い

(現段階で想定される違い)

項 目	通常のインフルエンザ	新型インフルエンザ
発 病	急激	急激
	・38 以上の発熱、鼻汁、咳、くしゃ	・未確定(発生後に確定)
	み、咽頭痛、頭痛、関節痛、筋肉痛、	・鳥インフルエンザの場合、高熱と急性呼
症 状	全身倦怠感	吸器症状を主とするインフルエンザ様
	・肺炎、小児では中耳炎、熱性けいれ	症状、下痢を認めた例もあり。肺炎、呼
	ん等の合併症により重症化する	吸不全による死亡が多い
 潜伏期間	2~5 日	・未確定(発生後に確定)
/ 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10	2 - 3 🖂	・鳥インフルエンザでは 2~8 日
感染性	あり (かぜより強い)	強いい
発生状況	流行性	大流行性/パンデミック
		・未確定(発生後に確定)
		・鳥インフルエンザのヒトでの発症事例
		発症者:391人、死亡者:247人
死亡率	率	死亡率:63.2%
•	2 404 NI -	(2003年11月~2008年12月16日WH0)
死亡者数	0.1%以下	・過去の新型インフルエンザ
推計		* スペイン・インフルエンザ (1918~1919)
		(大正7~8年): 2.0%(約 4000 万人)
		* アジア・インフルエンザ (1957 ~ 1958)
		(昭和 32~33 年): 0.5% (約 200 万人)
1	1	l l

4 法令における新型インフルエンザの位置付け(平成 20 年 5 月現在) 感染症予防法(法 第 6 条)

「新型インフルエンザ等感染症」は一類感染症とみなされる。

「新型インフルエンザ等感染症」には、新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ)と再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものが再興したもの)が含まれる。

学校保健法(施行規則 第19条)

「新型インフルエンザ等感染症」は「学校において予防すべき伝染病」 の第一種とみなして対応する。出席停止の期間は「治癒するまで」とされ ている。

【参考】

鳥インフルエンザ(H5N1)は、感染症予防法では二類感染症、 学校保健法では第一種の伝染病とされている。

5 新型インフルエンザの感染予防策

新型インフルエンザウイルスは、これまでのウイルスと型(抗原性の違い)が異なっているが、粒子構造は、基本的には変わらないと考えられている。この点から、感染経路や消毒、予防策などは、従来の形でも対応可能ではないかと考えられ、従来のインフルエンザに対する感染予防対策を基本とした。

〔感染経路と予防策〕

現在までに推測される新型インフルエンザの感染経路は、飛沫感染と接触感染が主体である。

平素より、咳・発熱等の呼吸器感染症状を有する者に対して、下記の「咳 エチケット」を指導していく。

また、各種の病原体等から個人を守るための個人防護具(PPE)の適切な使用など、基本的な感染対策として「標準予防策」が重要である。

「咳エチケット」

咳やくしゃみをする際には、ティッシュペーパーなどで口と鼻を押さ え、他人から顔をそむけ、1m以上離れる。

呼吸器系分泌物を含んだティッシュを、すぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。

咳をしている人にサージカルマスクの着用を促す。

「個人防護具」(PPE Personal Protective Equipment)

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体等との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

「標準予防策」

血液、体液、分泌物(汗を除く)、排泄物等に触れることが予想される場合は、手袋を着用する。手袋を外した後は、手洗いをする。

血液、体液、分泌物(汗を除く)、排泄物等の飛散が予想される場合は、飛散の程度と部位に応じて、サージカルマスク、アイプロテクション(ゴーグル又はフェイスシールド)、ガウンを適時着用する。

血液、体液、分泌物(汗を除く)、排泄物等で汚染された器具、器材は 適切に洗浄、消毒する。

「新型インフルエンザ対応マニュアル」(平成19年3月東京都)より一部引用

6 都の発生段階と国のフェーズとの比較

O HDO	都		国		
発生段階		基準	フェーズ	定義	
			フェーズ 1 (前パンデミック期)	ヒトへ感染する恐れのあるウイルスが存在。ヒトへの感染リスクは小さい。	
発生	前期	ヒトへの感染事例も認められるが、ヒト-ヒト	フェーズ 2 A ・ 2 B (前パンデミック期)	ヒトへの発症に対してか なりのリスクを提起する。	
		感染は明らかでない。	フェーズ3A・3B (パンデミック アラート期)	ヒト感染が見られるが、ヒ ト-ヒト感染による拡大は 見られない。	
海外系	Ě生期	海外でヒト-ヒト感染が 認められ、新型インフル エンザが発生したこと が確認される。	フェーズ4~6A (パンデミック アラート期 ~ パンデミック期)	国内非発生	
国内発生期		国内又は都内で新型インフルエンザの発生が確認されるが、感染拡大は非常に限られている。	フェーズ 4 B (パンデミック アラート期)	限定されたヒト-ヒト感染の小さな集団 (クラスター)が見られるが拡散は非常に限定されている。	
都内流	前期	都内で複数のクラスタ ーが見られ、さらに拡大 が予想される。	フェーズ 5 B (パンデミック アラート期)	より大きなクラスターが 見られるがヒト-ヒト感染 は依然限定的	
行期	後期	都内で急速に感染が拡 大し、流行している。	フェーズ 6 B (パンデミック期)	一般のヒト社会の中で感 染が増加、持続している。	
大規模流行期		流行予測を超えて大流 行し、全医療機関で確保 可能な病床数を超える 規模での発生が予想され、新たな対応が必要と なる。			
流行終息期		新規外来患者数が1医療機関あたり週10人以下となる状況が2週間以上続く。	(後パンデミック期)	パンデミックが発生する 前の状態へ急速に回復し ている。	

国のフェーズでAは国内非発生、Bは国内発生を示す。

「新型インフルエンザ対応マニュアル」(平成19年3月東京都)より抜粋

新型インフルエンザ対策における危機管理体制

発生前期

海外発生

期

福祉保健局による発生情報収集

日常的に情報収集

新型インフルエンザの発生情報入手

海外での発生情報の入手

発生情報の確認・情報収集の強化

WHOや厚生労働省等か ら情報収集、発生を確認

福祉保健局は「健康危機管理室」を設置

福祉保健局は、都庁21 階に健康危機管理室を設 置

「福祉保健局新型インフルエンザ対策本部」の設置

「危機管理対策会議」開催を要請

「危機管理対策会議」の開催

「危機管理対策会議」を開催し、情報の共 有化と事態に応じた対策を講じるよう各 局に要請

各局は、局対策本部等を設置 各局連携調整会議を設置

危機管理対策会議の構成

知事本局、青少年·治安対策本部、 総務局、生活文化局、環境局、福祉 保健局、病院経営本部、産業労働局、 中央卸売市場、建設局、港湾局、交 通局、水道局、下水道局、教育庁、

国内発生期

内 流 行期 前

期 後 期 大規模流行期

「感染症対策本部」の設置

知事による「発生宣言」を行うとともに、 徹底した「封じ込め策」により、感染拡大 防止するための各種対策を実施

「感染症緊急事態対策本部」の設置

知事による「流行警戒宣言」を行うとと もに、公共交通機関の運行縮小、企業等の 事業活動の自粛等を図るなど、社会機能破 たん回避を図る

感染症対策本部(感染 症緊急事態対策本部)の 構成

本部長:知事

構成員: 各局の局長

(参加要請機関) 陸上自衛隊、区市町村、 指定公共機関、指定地方

公共機関

「感染症緊急事態対策本部」の解散

流行が再燃した場合の対策を強化する とともに、知事による「終息宣言」を行い、 対策本部を解除

*詳細については

巻末資料1~2参照

流行終 息 期 各

局 対

策

本

部

等

ത

設

罯

東京消防庁

各

局

連

携

調

整

会

議

新型インフルエンザ患者発生の段階に応じた東京都教育委員会 及び都立学校の対応

この項では東京都における新型インフルエンザの発生段階による対策、東京都教育委員会の対応、都立学校の対応等をP8ページから9ページまでに全体を示すとともに発生段階別の対応を見開き2ページで示した。

新型インフルエンザが発生した場合の東京都教育委員会及び都立学校の対応 については、現時点の東京都の対策と整合を図ったもので、感染の拡大を押さえ 込む視点で示した。

対応は例示に留め、具体的な手順等については今後策定されるBCP(事業継続計画)で示す。

対応の前提は、「東京都新型インフルエンザ対策行動計画(平成 17 年 12 月)」の新型インフルエンザによる流行予測、健康被害の予測によるものとした。

<東京都の流行予測>

罹患割合: 都民の約30%が罹患すると想定

患者数:3,785,000人

<健康被害の予測>

(1)流行予測による被害

ア 外来受診者数: 3,785,000人イ 入院患者数: 291,200人

ウ 死亡者数 : 14,100人(インフルエンザ関連死亡者数)

(2)流行予測のピーク時の被害

ア1日新規外来患者数:49,300人イ1日最大患者数:373,200人ウ1日新規入院患者数:3,800人エ1日最大必要病床数:26,500人

<流行ピーク時の予測>

インフルエンザの一般的な流行期間である8週間の期間で見ると、ピークの前後8週間で患者数は、約238万人で、予測した患者数の約62%がこの期間に集中して発症すると考えられる。

発 生 段 階 に 応 じ た

				_
	事項	発生前期	海外発生期	国内発生期
		ヒトからヒトへの感染が 認められない	海外でヒトからヒトへの 感染が発生	国内(都内) での発生確 認
1	(東京都の対策) 東京都危機管理対 策会議の開催等	東京都新型インフルエン ザ対策会議の設置 (平成20年10月7日)	福祉保健局新型インフル エンザ対策本部の設置 一 た機管理対策 会議の開催 要請 を講の開催	感染症対策 本部会議の開催 (英本部等の設置
2	(東京都の対策) 東京都からの情報 提供	(新型インフルエンザの 基本的知識等の提供)	「東京・新型インフルエ ンザアラート」の発動 情報管理部門の実施 (海外での発生状況・ 予防策の検討)	発生宣言 (海外・国内(都内) での発生状況・予防策 の提供)
		東京都新型インフルエン	危機管理対策会議への	感染症対策 本部会議の開催 東京都感染症対策
3	東京都教育委員会 の対応	************************************	参加 教育庁新型インフルエン ザ対策本部を設置し、対 策会議を開催する。 ・ 最新情報の収集と周知	来京都談朱近対泉 本部会議への参加 教育庁新型インフルエン ザ対策本部会議の開催 ・最新情報の収集と周知 ・学校等に対し必要な対応の 通知と要請 ・早期の臨時休業を検討 ・専用相談窓口の設置 ・学校版Q&Aの作成
4	都立学校の対応	 情報の収集と提供(普及啓発) ・感染予防指導 ・健康状態の把握(日常の健康観察) ・学校運営及び生徒等指導(各学校での検討) 	 情報収集と提供及び感染予防 指導(日常の健康管理) 健康状態等の把握 健康不安者等からの問合せ対策 学校運営及び生徒等指導(各 学校の体制の確認) 	< 臨時休業前の対応 > ・情報収集と提供及び感染予防指導 ・健康状態の把握 ・保護者への注意喚起 ・健康不安者等からの問合せ対策 ・学校運営及び生徒等指導(臨時休業に備えた体制の確認)

主 な 対 策 〔全 体 図〕

都内流行期		七担带流行 期	汝仁炒 自丗
前期	後期	大規模流行期	流行終息期
都内で小集団での発生確 認	急速に感染拡大	流行予測を超えた大流行	流行が終息に向かう
			→ (解散)
		感染症緊急事態対策本部会議の開催	感染症緊急事態対策 本部会議の解散
			▶ (解散)
流行警戒宣言		緊急事態宣言	終息宣言
(海外・国内(都内) での発生状況・予防策 の提供) (不要不急の外出自粛要請)	(外出、集会、事業活動等 (公共事業、ライフライン		(各種自粛要請の解除)
		■ 感染症緊急事態対策 本部会議への参加	➤(解散)
 ・臨時休業を決定し、学校へ通知する。 ・状況を把握し、必要な対策を講じる。 ・情報の収集と提供 ・相談窓口・Q&A継続 	・状況を把握し、必要な対策を講じる。・情報の収集と提供・相談窓口・Q&A継続	左記対策を継続する	 ★(解散) 情報の収集と提供 学校再開に向けた対応(学校の状況把握と支援) 臨時休業措置解除の決定 生徒等の心のケア対策 専用窓口解除
都立学校全校の臨時休業 - 情報収集と提供及び感染予防 指導 - 健康状況の把握 - 健康不安者等からの問合せ対策 - 学校運営と生徒等指導	 (臨時休業の ・情報収集と提供及び感染予防指導 ・健康状況等の把握 ・健康不安者等からの問合せ対策 ・学校運営と生徒等指導 	継続) <u>左記対策を継続する</u>	● 順次、学校の再開 ・情報収集 ・情報の提供(学校再開伝達) ・健康状態の把握 ・学校運営(学校再開準備) ・教育活動の再開 ・健康観察 ・臨時の健康診断の実施 ・児童・生徒の心のケア

1 発生前期(フェーズ1、フェーズ2A・2B、フェーズ3A・3B)

定義

ヒトへの感染事例も認められるが、ヒトヒト感染は明らかでない。

都の基本的方向性(東京都新型インフルエンザ対策行動計画より)

目 標

- ・新型インフルエンザ発生の早期把握
- ・新型インフルエンザ発生に備えた準備行動の計画的実施
- ・高病原性鳥インフルエンザの防疫とヒトへの感染防止

主な対策

- ・サーベイランス体制の充実
- ・高病原性鳥インフルエンザの監視、防疫体制の整備、ヒトへの感染把握 体制の確保
- ・感染拡大に備えた医療体制の確保
- ・抗インフルエンザウイルス薬等の医療に必要な物資の確保

《現時点で実施すべき事項》

サーベイランス

疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の 発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的 には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保 有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。

東京都教育委員会の対応

- 1 東京都新型インフルエンザ対策会議(平成20年10月7日設置)に参加する。
 - (構成 座長:副知事、各局危機管理担当部長等(教育庁:総務部長))
- 2 教育庁内対策体制の整備

教育庁新型インフルエンザ対策会議を設置する(平成20年12月1日)。

(構成 座長:教育庁次長、教育庁各部の部長で構成)

- 新型インフルエンザ対策に伴う体制整備に関すること
- ・ 新型インフルエンザ対策事業に関すること
- ・ 東京都新型インフルエンザ対策会議の指示事項に関すること その他
- 3 情報収集、普及啓発
 - ・ 最新情報を収集し、都立学校や関係機関へ必要な情報を提供する。
 - 幼児・児童・生徒、保護者及び教職員向けの普及啓発用パンフレットを作成・配布する。
- 4 感染防止資器材の確保と都立学校への配備を計画する。
- 5 発生を想定した訓練の実施等を計画する。
- 6 BCP(事業継続計画)の作成(教育庁新型インフルエンザ対策会議で審議)

・・・・ P32 資料 5 参照

都立学校・教育庁・事業所の事業継続、区市町村立学校に対する支援策など

- ・ 都立学校の長期の臨時休業の際の教育活動の継続について
- ・ 臨時休業中の幼児・児童・生徒、保護者及び教職員への情報伝達方法などについて
- ・ 教職員の勤務体制、服務取り扱いについて

都立学校の対応

- 1 情報収集と提供(普及啓発)
 - ・ 24 ページの「新型インフルエンザ関連情報」を参照するなど、新型インフルエンザに 関する最新の情報を収集する。
 - ・ 幼児・児童・生徒、保護者及び教職員へ必要な情報を提供し、新型インフルエンザに 関する基礎知識の理解を深め、対策の必要性・意義について共通認識を持つ。
 - ・ 各学校において模擬訓練等を実施する。
- 2 感染予防指導

(新型インフルエンザの感染予防対策は、通常のインフルエンザ対策の延長線上にある。)

- ・ 具体的な予防策としてうがい、手洗い、咳エチケット (P4、 「5新型インフルエンザの感染予防策」の項参照)の励行や規則正しい生活についての周知、指導を行う。
- インフルエンザ流行期は人混みを避けるなどの生活上の指導を行う。
- ・ サージカルマスク、体温計、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の感染防止 に有効な資器材は、使用法・保管方法を確認しておく。
- 3 健康状態の把握(日常の健康観察)
 - ・ 教職員は、日頃から幼児・児童・生徒の健康状態を把握し、特に朝の時点で体調不良 の場合は、養護教諭等に相談する。
 - ・ 幼児・児童・生徒の欠席理由の確認に努める。
- 4 学校運営及び生徒等指導(各学校の特性を考慮し、対応の課題に対する検討を行なう。) 東京都教育委員会の通知に基づき各学校のBCP(事業継続計画)を策定する。

<現時点で随時検討すべき事項の例示>

- 関係機関(学校医、管轄保健所等)の連絡先・窓口の確認(P23に記入)
- ・ 新型インフルエンザが発生した場合を想定し、段階に応じた対策と体制について検討 する。
- ・ 学校内の連絡体制について検討する。(情報伝達、状況確認の方法)
- 教職員の発症等による欠勤者に備え組織内の体制を検討する。
- ・ 幼児・児童・生徒から発症者が出た場合の対応について確認する。(P21参照)

<新型インフルエンザによる長期の臨時休業(2~3 ヶ月程度)に備えて検討する事項>

- ・ 幼児・児童・生徒の健康状態把握・安否確認とその方法(連絡手段の確保等)
- ・ 家庭等への学校の状況の周知の方法、あり方など
- 自宅学習計画等、学習の代替策と単位の認定等課題の整理
- ・ 教職員の勤務体制について(パンデミック期は最大40%が出勤不能との想定あり)
- ・ 保護者が仕事や疾病で不在など、家庭で保護を欠く児童等への対応

「東京都新型インフルエンザ対応マニュアル」では、パンデミック期を8週間と想定している。 学校の臨時休業はその前後を加え、2~3ヶ月程度の臨時休業となると考えられる。

2 海外発生期(フェーズ4A、5A、6A)

定義

海外でヒトヒト感染が認められ、新型インフルエンザが発生したことが確認される。

都の基本的方向性

目 標

- ・都内における新型インフルエンザの早期発見
- ・海外発生に関する情報収集
- ・国内発生に備えた全庁的な対策の構築

主な対策

- ・早期発見のための「東京・新型インフルエンザアラート」の発動
- ・総務局及び福祉保健局は、健康不安者等からの電話相談体制の構築「新型インフルエンザ専用窓口(仮称)」を都庁9階防災センター内に設置
- ・総務局及び福祉保健局は、「新型インフルエンザQ&A(仮称)」を作成。
- ・健康安全研究センターにおける検査体制の整備

福祉保健局は厚生労働省からの通知を受け、「健康危機管理室」を立ち上げ、局長を本部 長とする「福祉保健局新型インフルエンザ対策本部」を設置し、「危機管理対策会議」を開 催する。

東京都教育委員会の対応

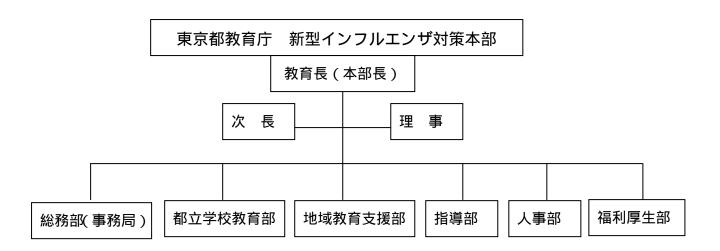
1 東京都危機管理対策会議に参加する。

(構成:危機管理監、各局危機管理担当部長、(教育庁:総務部長))

2 教育庁新型インフルエンザ対策本部を設置し、対策本部会議を開催する。

(構成:教育長、次長、理事、関係部課長(事務局:総務部))

3 福祉保健局や文部科学省等から最新の情報を収集し、都立学校や関係機関へ必要な情報の提供及び対応の連絡を行なう。



都立学校の対応

具体的な対応についての東京都教育委員会からの通知・伝達事項に注意する。

- ・ 文部科学省から東京都教育委員会に対し学校の具体的な対応を求める要請
- ・ 東京都が実施する対策に対し、学校の具体的な対応を求める要請
- ・ 東京都教育委員会が各学校に対し、学校の具体的な対応に関する指示等
- 1 情報収集と提供及び感染予防指導(日常の健康管理)
 - ・ 新型インフルエンザに関する最新の情報を収集する(P24 など参照)。
 - 幼児・児童・生徒、保護者及び教職員に対し、情報を提供する。
 - ・ 海外滞在中(留学等)の児童・生徒等への情報を提供する。
 - ・ うがい、手洗い、咳エチケット(マスクの着用など)の励行や規則正しい生活についての周知、指導を行う。
 - ・ 人混みを避けるなど感染予防の生活上の指導を行う。
- 2 健康状態等の把握
 - ・ 幼児・児童・生徒、教職員やその家族の健康状態を把握する。
 - 発生国から帰国した児童・生徒等の健康状態の確認必要に応じて、保健所等への相談や医療機関の受診を求める。
- 3 保護者への注意喚起
 - ・ 保護者に対し、感染拡大防止に関する正しい知識が大切であり、正確な情報に基づき 行動するよう周知する。
 - ・ 国内発生時には学校等が長期の臨時休業(休校)になることを念頭に、家庭内の役割 分担等、検討しておくよう注意を喚起する。
- 4 健康不安者等からの問合せ対策
 - ・ 電話相談窓口「新型インフルエンザ専用窓口(仮称)」(総務局及び福祉保健局)の利用
 - ・ 「新型インフルエンザQ&A(仮称)」(総務局及び福祉保健局作成)を参照
- 5 学校運営及び生徒等指導(各学校の体制の確認・点検と補正) 海外発生に続き、国内・都内発生に至ることを想定して体制を確立する。
- (1) 教職員の勤務体制について確認・点検し、必要があれば補正する。
- (2) 生徒等指導、行事等についての検討
 - ・ 長期間の臨時休業(休校)に備え、保健指導・生活指導及び自宅学習等の案を具体化する。
 - ・ 海外への修学旅行等の中止・延期等の検討
- (3) 学校施設の管理等
 - ・ 新型インフルエンザ発生国からの入国者等の学校への立入りについて健康状況の確認を行う。(学校出入口で発熱(38.0)等をチェックする。)

3 国内発生期(フェーズ4B)

定義

国内又は都内で新型インフルエンザの発生が確認されるが、感染拡大は非常に限られている。

都の基本的方向性

目標

- ・都内で発生した場合の封じ込め対策の徹底
- ・感染拡大に備えた医療体制の確保
- ・都民への適切な情報提供による混乱防止

主な対策

- ・「東京・新型インフルエンザアラート」の活用及び検査体制の強化
- ・感染拡大を防止するため、情報提供体制・相談体制の強化
- ・感染症指定医療機関を中心にした診療の実施と感染拡大に備えた医療体制の整備

国内又は都内で新型インフルエンザの発生が確認された場合、知事を本部長とする「感染症対策本部」を設置し、知事による「発生宣言」を行う。また、徹底した「封じ込め策」により、感染拡大を防止するための各種対策を実施する。

東京都教育委員会の対応

- 1 東京都感染症対策本部会議に参加する。(本部員:教育長)
- 2 教育庁新型インフルエンザ対策本部会議を開催する。
- 3 福祉保健局、生活文化スポーツ局、文部科学省等から情報収集し、都立学校や関係機関 へ必要な情報を提供と必要な対応の通知や要請をする。
- 4 発生状況を把握し、都立学校の早期の臨時休業等を検討する。
- 5 東京都教育委員会「新型インフルエンザ」専用電話相談窓口を設置する。
- 6 「都立学校版 新型インフルエンザQ&A(仮称)」を作成する。

出席停止・臨時休業の目安

【出席停止】 発熱、その他のインフルエンザ様症状がある児童・生徒

本人又は同居の家族が、新型インフルエンザの発生地域と関わりがあった幼児・児童・生徒

【臨時休業】

国、都や各自治体から臨時休業(休校)の要請があった時 学校の児童・生徒、教職員が新型インフルエンザと診断された場合 学校の所在地域で新型インフルエンザが発生した場合

平成20年12月1日 国の「感染拡大防止に関するガイドライン」案では、学校等の臨時休業は、都道府県単位で1例目の患者が確認された時点とする。また近隣の都道府県で学校等の 臨時休業が実施された場合は、生活圏や通勤、通学の状況等を踏まえて、学校等の臨時休業に ついて検討する。とされている。

都立学校の対応

各学校は、東京都教育委員会からの通知・伝達事項に対し迅速に対応する。 東京都教育委員会は発生状況により、臨時休業(休校)の措置を行なう。 (発生地域が東京都以外であっても、感染者との接触が考えられる場合等を含む) 各学校はBCP(事業継続計画)に従って対応する。

<臨時休業(休校)前の対応>

- 1 情報収集と提供及び感染予防指導
 - ・ 管轄保健所、学校医等から情報収集を行う。発生地域の状況等により、臨時休業(休校)について学校健康推進課と協議する。(感染症対策本部、自治体等から緊急の帰宅 勧告等が出された場合はそれに従う。)
 - ・ 幼児・児童・生徒、保護者及び教職員に対し、発生状況の周知、外出の自粛等の生活 指導、臨時休業の際の対応の周知、事前指導等を行う。
 - ・ うがい、手洗い、咳エチケット(マスクの着用など)の励行や規則正しい生活についての周知、指導を行う。

2 健康状態の把握

- ・ 幼児・児童・生徒、教職員やその家族(その他の同居者を含む)の健康状態を把握する。
- 有症時は医療機関受診を勧奨し、必要により学校医や保健所に相談する。
- ・ 学校内で新型インフルエンザの発生、又はインフルエンザ様疾患の集団発生がみられた場合は、速やかに学校医や保健所と連携し発症者の状況を確認する。幼児・児童・生徒の健康観察を行う。
- 3 保護者への注意喚起
 - ・ 保護者に対し、生徒等に 38 以上の急な発熱・咳などのインフルエンザ様症状がある場合は医療機関に受診させるなどして、登校しないよう指導する。(出席停止の措置)
 - ・ 幼児・児童・生徒やその家族等が発症した場合は、早急に学校へ連絡するよう指導する。
- 4 健康不安者等からの問合せ対策
 - 電話相談窓口「新型インフルエンザ専用窓口(仮称)」(総務局及び福祉保健局)の利用
 - 「新型インフルエンザQ&A(仮称)」(総務局及び福祉保健局)を参照
 - 東京都教育委員会「新型インフルエンザ」専用電話相談窓口の活用。
 - 「都立学校版 新型インフルエンザQ&A(仮称)」を参照
- 5 学校運営及び生徒等指導(臨時休業に備えた体制の確認)
- (1) 教職員の発症等による欠勤に備え、人員体制等を確認し、必要な対策を講ずる。
- (2) 学校行事、学校管理下の集団行動、対外試合等の参加自粛や中止の措置を行なう。
- (3) 学校施設の管理等

学校内への関係者の出入りを制限する。そのための健康チェックを行なう。 (マスク着用の確認をし、受付窓口にて体温等をチェックする。)

都内流行期(前期)(フェーズ5B)

都内流行期(前期)(フェーズ5B:パンデミックアラート期)

定義

都内で複数のクラスター(感染者の小集団)が見られ、さらに拡大が予想される。

都の基本的方向性

目標

・徹底した封じ込め策による流行拡大防止

・患者の急増に備えた外来・入院医療の確保

主な対策 ・区市町村単位での「発熱センター」の開設(*P29参照)

・流行の拡大に備えた医療体制の強化

・不要不急の外出や催し物の自粛

都内での新型インフルエンザの拡大が予測される場合、知事による「流行警戒宣言」を 行い、市民生活上不可欠な公共交通機関やライフライン等の社会機能は確保しつつも、感 染拡大防止のため、都民に対し、不要不急の外出や催し物の自粛を呼びかける。

東京都教育委員会の対応

- 1 東京都感染症対策本部会議に参加する(本部員:教育長)。
- 2 教育庁新型インフルエンザ対策本部会議を開催する。
- 3 都内発生を受け、全ての都立学校について臨時休業措置の決定を行い、学校長に通知す る。(臨時休業の期間は、教育庁新型インフルエンザ対策本部会議の示した期間)
- 4 地域や各都立学校における状況を把握し、必要な対策を講じる。
- 5 福祉保健局、生活文化スポーツ局、文部科学省等から情報収集し、都立学校や関係機関 へ必要な情報を提供する。

東京都教育委員会ホームページに特設の学校情報提供ページを開設するなど、確実・迅 速な情報提供に努める。

- 6 教育庁の教職員研修センター等、教育関係施設に対し、集合研修などの活動を休止する。
- 7 インフルエンザ様疾患の都立学校から東京都教育委員会に対する報告の変更を行なう。
- 8 東京都教育委員会「新型インフルエンザ」専用電話相談窓口における対応を実施する。
- 「都立学校版 新型インフルエンザQ&A(仮称)」を補追する。

都立学校の対応

各学校は、東京都教育委員会からの通知・伝達事項に対し迅速に対応する。

東京都教育委員会は原則、臨時休業(休校)の措置を行なう。

管轄保健所、学校医及びインターネット(P24参照)等からの情報収集を行う。

(地域の流行状況など正確な現状把握に基づく、学校の対応)

各学校はBCP(事業継続計画)に従って対応する。

各都立学校は東京都教育委員会への報告事項等に確実に対応すること。

<臨時休業(休校)時の対応>

- 1 情報収集と提供及び感染予防指導
 - 管轄保健所、学校医等から情報収集を行う。
 - ・ 幼児・児童・生徒、保護者及び教職員に対し、情報提供、感染予防指導(適切な情報 により判断・行動ができるよう指導する。)
 - ・ 情報の提供にあたっては、学校開設のホームページや電話等を活用し、情報の提供や 伝達事項の漏れが無いように努める。
- 2 健康状態の把握(インフルエンザ様疾患の報告)

幼児・児童・生徒、教職員及びその家族の健康状態を把握し、東京都教育委員会へ報告する。把握にあたっては、連絡の確保に努める。

- 3 健康不安者等からの問合せ対策
 - 電話相談窓口「新型インフルエンザ専用窓口(仮称)」(総務局及び福祉保健局)の利用
 - ・ 東京都教育委員会「新型インフルエンザ」専用電話相談窓口の活用
 - 「新型インフルエンザQ&A(仮称)」(総務局及び福祉保健局)を参照
 - ・ 「都立学校版 新型インフルエンザQ&A(仮称)」を参照
- 4 学校運営と生徒等指導
- (1) 教職員の勤務体制
 - ・ 封じ込め期の体制(感染防止 公共交通機関利用の自粛等 「服務通知」に留意) 感染拡大を抑えるため、学校で勤務する者は、新型インフルエンザの発生段階に 応じた、あらかじめ定めた適切な体制とする。
 - ・ 教職員やその家族等の健康状態及び家庭の状況の把握を確実に行うとともに、職 務代理者の指定等、勤務不能者発生に備え、必要な要員を確保する体制を構築する。
 - ・ 教職員間の連絡、情報伝達法を確保(在宅職員に対する指示)する。
- (2) 臨時休業(休校)中の児童・生徒等への指導
 - ・ 児童・生徒等に対し、休業中の生活、学習の仕方等について指示する。指示事項 等の伝達方法をあらかじめ決めておく。
- (3) 臨時医療施設等として、自治体等から施設提供等の要請があった場合は協力する。

5 都内流行期(後期)・大規模流行期(パンデミック期)

5 - 1都内流行期 (後期)(フェーズ 6 B:パンデミック期)

定義

都内で急速に感染が拡大し、流行している。

都の基本的方向性

目標

- ・都内での流行の抑制
- ・社会機能の維持
- ・社会不安の解消とパニック防止

- 主な対策・重症患者を中心とする入院医療体制への転換
 - ・病床を含めた既存の医療資源の最大限の活用
 - ・公共交通機関、ライフラインの確保
 - ・社会不安を解消する広報活動の充実・強化

5-2大規模流行期

定義

流行予測を超えて大流行し、全医療機関で確保可能な病床数を超える規模での発生が予 想され、新たな対応が必要となる。

都の基本的方向性

- ・新型インフルエンザの大流行による社会機能の破たん回避
- ・大規模流行に応じた新たな医療体制の確保

- 主な対策・公共交通機関の運行縮小
 - ・企業等の事業活動の自粛
 - ・学校等の公共施設を臨時医療施設として活用
 - ・遺体安置所の設置等の実施

新型インフルエンザの危機的拡大が予測される場合、「感染症緊急事態対策本部」を設置 し、知事による「緊急事態宣言」を行う。公共交通機関の運行縮小、企業等の事業活動の 自粛等を図るなど、社会機能の破たん回避を図る。

東京都教育委員会の対応

- 1 東京都感染症緊急事態対策本部会議に参加、教育庁新型インフルエンザ対策本部会議を 開催する。
- 2 福祉保健局、生活文化スポーツ局、文部科学省等から情報収集し、都立学校や関係機関 へ必要な情報を提供する。
- 3 臨時休業(休校)中の学校への対応(学校の状況の把握と支援)
- 4 東京都教育委員会「新型インフルエンザ」専用電話相談窓口における対応

都立学校の対応

各学校は、東京都教育委員会からの通知・伝達事項に対し迅速に対応する。 東京都教育委員会は、すべての都立学校の臨時休業(休校)措置を行なう。 管轄保健所、学校医及びインターネット(P24参照)等からの情報収集を行う。

(地域の流行状況など正確な現状把握に基づく、学校の対応)

各学校はBCP(事業継続計画)に従って対応する。

各都立学校は東京都教育委員会への報告事項等に確実に対応すること。

<臨時休業(休校)中の対応>

- 1 情報収集と提供及び感染予防指導
 - ・ 管轄保健所、学校医等から情報収集を行う。
 - ・ 幼児・児童・生徒、保護者及び教職員に対する情報提供と感染予防指導(適切な情報 により判断・行動できるよう指導する)を行う。
 - ・ 情報の提供にあたっては、学校開設のホームページや電話等を活用し、情報の提供や 伝達事項の漏れが無いように努める。
- 2 健康状態の把握(インフルエンザ様疾患の報告) 幼児・児童・生徒、家族及び教職員の健康状態を把握し、東京都教育委員会へ報告する。 把握にあたっては、連絡の確保に努める。
- 3 健康不安者等からの問合せ対策
 - 電話相談窓口「新型インフルエンザ専用窓口(仮称)」(総務局及び福祉保健局)の利用
 - ・ 東京都教育委員会「新型インフルエンザ」専用電話相談窓口の活用
 - 「新型インフルエンザQ&A(仮称)」(総務局及び福祉保健局)を参照
 - ・ 「都立学校版 新型インフルエンザQ&A(仮称)」を参照
- 4 学校運営と生徒等指導
- (1) 教職員の勤務体制の確立
 - 教職員の欠勤(最大40%出勤不能との想定あり)に留意する。
 - ・ 教職員やその家族等の健康状態及び家庭の状況を常に把握する。
 - ・ 保安体制の確保、連絡調整に従事する教職員など最低限必要な要員を確保する。
 - ・ 職務代理者の指定等、勤務不能者発生に備え、必要に応じて体制を見直す。
 - ・ 教職員間の連絡、情報伝達を確保(在宅職員に対する指示)
- (2) 児童・生徒等への指導
 - ・ 適切な情報により判断・行動できるよう指導する。
 - ・ 臨時休業(休校)中の生活や学習の仕方等についての指示を行う。
- (3) 臨時医療施設等として、自治体等から施設提供等の要請があった場合は協力する。

6 流行終息期(後パンデミック期)

定義

新規外来患者数が 1 医療機関あたり週 10 人以下となる状況が 2 週間以上続く

都の基本的方向性

目 標

- 社会機能の段階的回復
 - ・流行が再燃した場合の対策強化

主な対策

- ・臨時医療施設での医療を感染症指定医療機関等へ移行
- ・新たな発生や流行の再燃への備え、計画の見直しと体制の改善

流行終息期となった場合、流行が再燃した場合の対策を強化するとともに、知事による「終息宣言」を行い、対策本部を解散する。

東京都教育委員会の対応

- 1 福祉保健局、生活文化スポーツ局、文部科学省等から情報収集と情報交換を行う。 都立学校や関係機関へ必要な情報を提供する。
- 2 再流行に備えた対策を検討する。(BCPの改善・強化)
- 3 学校再開に向けた学校への対応(学校の状況の把握と支援)を実施する。
- 4 教育庁新型インフルエンザ対策会議の開催、臨時休業措置を順次解除する。
- 5 教育庁新型インフルエンザ対策本部を解散する。
- 6 東京都教育委員会「新型インフルエンザ」専用電話相談窓口を解除する。
- 7 インフルエンザ様疾患報告の見直し(中止を含む)など各学校へ通知する。
- 8 幼児・児童・生徒の心のケア対策を検討・実施する。(必要に応じて、スクールカウンセラー等の派遣など行う。)

都立学校の対応

各学校は、都教育委員会からの通知・伝達事項に対し確実に対応する。

- 1 保健所、学校医等から情報の収集を行なう。
- 2 再流行に備えた対策を検討する。
- 3 幼児・児童・生徒、保護者に対し、情報を提供(学校再開情報の確実な伝達)する。
- 4 幼児・児童・生徒、教職員やその家族の健康状態を把握する。
- 5 通常の学校運営に向けての準備を行なう。
- 6 臨時休業終了、教育活動を再開する。
- 7 教育活動再開後の幼児・児童・生徒等の健康観察を行なう。
- 8 必要に応じて、学校医の協力による臨時健康診断を実施する。
- 9 児童・生徒等の心のケア(必要に応じてスクールカウンセラー等を活用する)を行う。

学校において新型インフルエンザが発生した場合等の対応

1 新型インフルエンザの疑いがある場合の対応

訴えのあった幼児・児童・生徒等の一時的隔離

教室等で訴えを起こした場合

感染をできるだけ防止するために、他の幼児・児童・生徒等と接触させないように、訴えのあった幼児・児童・生徒等をその時点で使用していない教室等へ連れて行き休ませる。

保健室へ訴えてきた場合

既に他の幼児・児童・生徒等が入室している場合、訴えのあった幼児・児童・生徒等入室させる前に、他の幼児・児童・生徒等を退室させる。既に入室している幼児・児童・生徒等が体調不良でベッド等で休んでいる場合は、訴えのあった幼児・児童・生徒等を保健室近くの使用されていない教室等へ連れて行き休ませる。

感染防止策の実施

学校での感染をできる限り防止するために、幼児・児童・生徒等にマスクを着用させる。訴えのあった幼児・児童・生徒等へ直接対応する養護教諭や担任等もマスクを着用する。

石鹸と流水による手洗い、消毒用アルコールや速乾性擦式消毒用エタノール等で手指消毒を行う。(使用法は製品の使用説明書を参照)

訴えのあった幼児・児童・生徒等が使用したティッシュペーパー等は蓋付きのゴミ箱(ない場合はビニール袋に入れてゴミ箱)に捨てるよう指導する。

症状確認

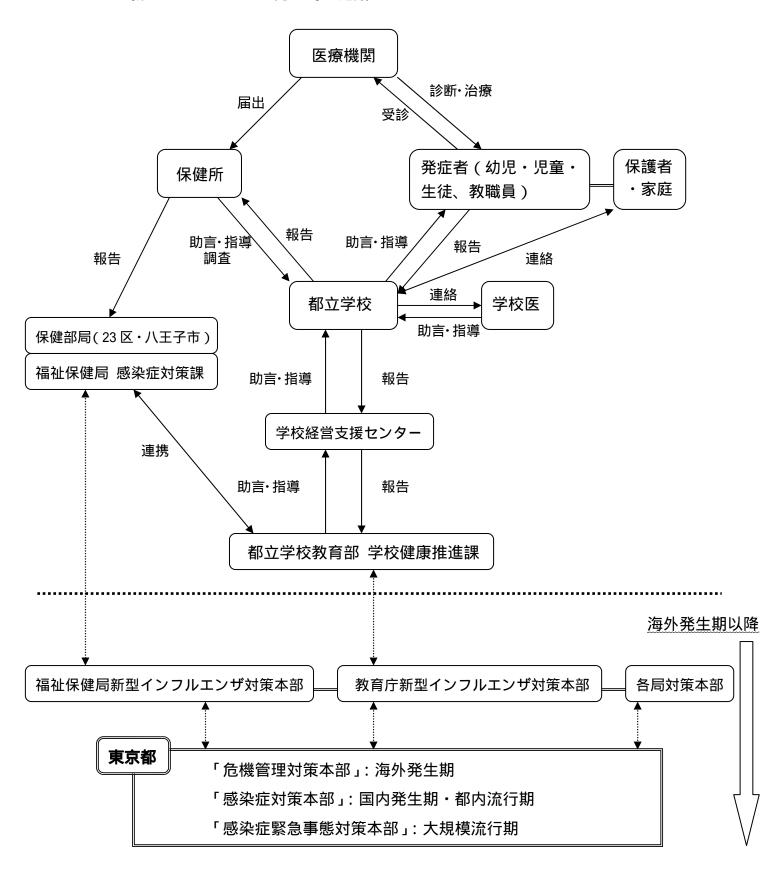
体温や呼吸器症状、その他の身体症状を観察する。

- * その後は、P22ページの連絡フローに従い、保護者や管轄保健所等へ連絡する。保健所から要請があった場合には、当該幼児・児童・生徒等の病院への搬送、接触者の健康調査、消毒等に協力する。
- 2 幼児・児童・生徒等の在校時間中に臨時休業の通知が出された場合の対応 幼児・児童・生徒等の年齢に応じた感染予防指導を行い、マスクを着用さ せ帰宅させる。

保護者宛の文書を配布する。

幼児・児童・生徒等の状況により保護者へ連絡し迎えを依頼する。

3 新型インフルエンザ発生時の連絡フロー



4 各連絡先

1	l	答	轄	保	健	所
		_	ŦÒ	I/N	11.	

保健所・担当課	
電話番号	
FAX 番号	

2 学校医

医院 (医師)	
電話番号	
FAX 番号	

医院 (医師)	
電話番号	
FAX 番号	

医院 (医師)	
電話番号	
FAX 番号	

3 学校経営支援センター・支所

センター・支所	
電話番号	
FAX 番号	

4 学校健康推進課 保健係

電話番号	03-5320-6877
FAX 番号	03-5388-1727

新型インフルエンザ関連情報

東京都 福祉保健局 (新型インフルエンザ対策関連情報) http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/infuruenza/

- ・ 「東京都新型インフルエンザ行動計画」(平成 17年 12月)
- ・ 「新型インフルエンザ対応マニュアル」(平成 19 年 3 月 東京都)

東京都 教育委員会

http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/soumu/kikikanri.htm

・「学校危機管理マニュアル」(平成19年3月 東京都教育委員会)

東京都 健康安全研究センター

http://www.tokyo-eiken.go.jp/index-j.html

世界保健機関(WHO)

http://www.who.int/en/

厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/index.html

- ・ 「新型インフルエンザ対策行動計画」 (厚生労働省鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議 平成 17 年 12 月、平成 19 年 10 月改定)
- 「新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ 4 以降)」(厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議平成 19 年 3 月 26 日)
- 「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン(改訂版案)」(平成20年7月30日 第8回新型インフルエンザ専門家会議)
- ・ 「新型インフルエンザ対策行動計画(改定案)」(平成 20 年 11 月 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)

国立感染症研究所 感染症情報センター http://idsc.nih.go.jp/index-j.html

文部科学省

http://www.mext.go.jp/

・「フェーズ4以降の新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画 (平成18年9月19日 文部科学省新型インフルエンザ対策本部)

外務省海外安全ホームページ

http://www.anzen.mofa.go.jp/

各保健所、各区市町村のホームページ等

新型インフルエンザ対策の新たな動向

最近、新型インフルエンザ対策の見直しや、民間事業者においても事業活動の継続や従業員の生命を守るために対応マニュアルが作成されるなど動きが活発になっている。

感染拡大の防止に当たっては医療体制の整備はもとより、日常の事業活動や 生活における対策が重要である。特に、多くの人が集まる学校は感染拡大源に なりうることから、国のガイドライン(案)では、都道府県で 1 例でも感染者 が発生すれば、都道府県の全ての学校を臨時休業するなどの基本的な考え方が 示されている。

常に、新型インフルエンザ対策の新たな動向に注目し、最新の情報を把握するとともに、各学校においては、幼児・児童・生徒、教職員及びその家族への 啓発を行い、正しい知識と共通認識を持つことが求められる。

1 国の動向

「新型インフルエンザ対策行動計画」(改定案)及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」(案)に対する意見の募集(パブリックコメント)
< 平成 20 年 12 月 1 日 厚生労働省 >

フェーズ分類を発生段階による分類に変更(資料3参照) 感染拡大防止に関するガイドライン

学校の臨時休業の開始時期及び終了時期の基本的な考え方

【開始時期】原則として、都道府県において第1例目の患者が確認された時点とする。

【終了時期】原則として、回復期になった時点から概ね7日ごとに厚 生労働省等と協議して、臨時休業の解除時期を検討する。

意見等を踏まえ、速やかに、関係省庁対策会議において、新型インフルエンザ対策行動計画の改定及び新型インフルエンザ対策ガイドラインの決定が行われる予定。

2 東京都の動向

東京都新型インフルエンザ対策会議の設置 平成 20 年 10 月 7 日 第 1 回会議を開催

(1)目的

都民の健康被害と社会的混乱を最小限に抑えるため、総合的な対策を 検討する横断的な戦略会議として設置。

ア 社会機能を維持するために必要な対応策に関すること

(資料 4:「今後の検討事項について(危機管理部会)(案)」及び資料 5:「都政のBCP(新型インフルエンザ編)について(案)」参照)

イ 保健医療体制の整備に関すること

(資料6:「今後の検討事項について(保健医療部会)(案)」参照)

ウ 都民・事業者に対する意識啓発に関すること

(資料 7:「新型インフルエンザ発生時の事業活動のあり方の検討について(案)」を参照)

エ その他必要な対策に関すること

(2)構成

- ア 副知事が座長、副座長は危機管理監及び福祉保健局技監
- イ 構成員は各局危機管理担当部長(教育庁:総務部長)
- 3 東京都教育委員会の動向

教育庁新型インフルエンザ対策会議の設置 平成 20 年 12 月 1 日 第 1 回会議を開催

(1)目的

新型インフルエンザに対する教育庁としての対策を総合的に検討する ため設置する。

- ア 体制整備に関すること
- イ 対策事業に関すること
- ウ 東京都新型インフルエンザ対策会議の指示事項に関すること
- エ その他必要な事項
- (2)構成
 - ア 教育庁次長が座長、総務部長が副座長
 - イ 構成員は、教育庁各部長
 - ウ 幹事会の設置

関係課長で幹事会を構成、所掌事項の調査・審議を行なう。

(3)ワーキンググループ(WG)の設置

対策会議及び幹事会で審議する事項の具体化のため設置する。

ア 都立学校WG (リーダー:都立学校教育部高等学校教育課長)

イ 義務教育WG (リーダー:地域教育支援部義務教育課長)

ウ 本庁・事業所WG (リーダー:総務部総務課長)

(平成19年3月「東京都新型インフルエンザ対応マニュアル」より) < P6参照 >

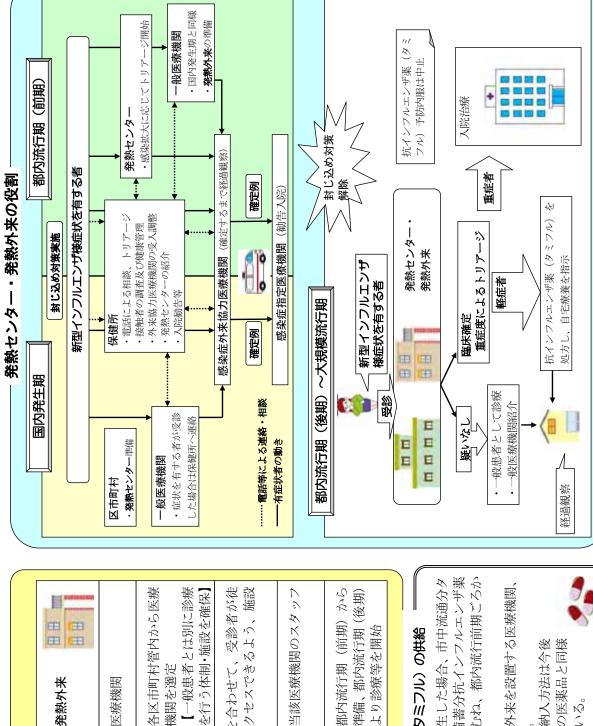
資料1-1

発生段略に応じた主な対策

					都内流行期			
	発生前期	海外発生期	国内発生期	显描	後期	- 大規模流行期	流行終息期	羅
鴫	万下からファくの原彩な話を合われた。	() 対象でになっているのでである。 かんこう かんしゅう はいい くんしゅう はいい しょうしょう しょうしょく しょうしょく しょうしょく しょく しょうしょく しょくしょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく し	国内(都内)で発生産業	1111/	₩ 2 2	流行予測を超えた大流行	流行が終息に向かう	
			50 T	6.0			(47 117)	
1 危機管理対策会 議の開催等		ランクメネキョンの以上 受話 合義管理対策 会議の開催	感染症対策本部 会議の開催	(必要に応じ本部会議を開催)	開催)		(斯IX) 際染症緊急事態対策 本部会議の解散	
		要請 各局対勢	各局対策本部等の設置				(月2月八)	
	E E	調整会議の開催 調 (相談体制の検討等) (相談は 管理部	調整会議の開催 調整会議の開催 間整体制の強化、情報 管理部門の設置等) 事業活動	調整会議の開催 調整会 (集会自粛策、企業等の (交通機 事業活動自粛等) 小、遺	間整会議の開催 (少 交通機関へ運行縮 小、遺体の処理等) ★	(必要に応じ会議を開催) ★できるだけ対面でなく、イ	†	
2 各局連携調整会 議の開催等			大規模	大規模集客施設等連絡会 (必要)	ン 等 (必要に応じ会議を開催)	ンターネットやファクシミリ等を活用した会議とする		
			秋	公共機関・ライフライン等(必要業者連絡会	(必要に応じ会議を開催)			
3 サーベイランス	(高格原性島インフルエン・ボや時代・アーン・のの	(新型インフルエンザ情	(新型インフルエンザ対	(定点報告の週報から日まれ)				
(注)疾病の発生状況等 の継続的な監視	ノンの名数、「下への類米尼山)	報の収集)	ボアコートによる患者の 早期発見)	報(に)				
		情報管理部門の実施	発生宣言	流行警戒宣言		緊急事態宣言	終見宣言	
4 情報提供	(新型インフルエンザ基本的知識等の提供)	(海外での発生状況・予防策の提供)	(海外・国内(部内)での	での発生状況・予防策の提供) (不要不急の外出自粛要 精)	(外出、集会、事業活動等の自粛要請) (公共事業、ライフライ (交通機関 ンの確保要請)	の自粛要請) (交通機関の運行縮小要請)	(名神自粛要請の解除)	
		専用相談窓口の設置					(相對(体制)(機)()	
5 相談体制	(相談対応マニュアル等 の策定)	(発生国から帰国者等 からの相談)	(相談体制の強化)					
6 ウイルス検査	(検査資器材の確保)	(帰国者等からの検査)	(ウイルス検査の実施)	(検査体制の強化)			◆ (検査体制の縮小)	

発生段略に高いた計な対策

								只们	1 - 2
五									
冻行级自用	JILIJ 45≤74545	流行が終息に向かう		(通常医療体制へ移行)				(各種自粛要請の解除)	
十相横流行即	人が特別的	流行予測を超えた大流行	ワクチンの接種 (注) 製造され次第、 ワクチン接種計画 に基づく接種					事業活動等の自粛要請) イフラインの確保要請) (交通機関の運行縮小要請)	制の要請) 全・安心対策) 5援) (遺体に対する適切な処理)
都内流行期	後期	急速に感染拡大	(優先順位に基づく抗インフルエンザ業の投与)	一・発熱外来での 一・発熱外来で た場合、区市町村の機関の「発熱外来」 機しない診療を実験 に需番については、			8	出自粛要 (外出、集会、事業活動等の自粛要請) (学校の臨時休校等の要請) (公共機関、ライフラインの確保要請)	(こみの排出抑制の要請) (市民生活の安全・安心対策) (高齢者等への支援)
都内》	前期	都内で小集団での発 生確認	ンザ葉の患者及び医療従事者への投		(入院病床の確保等)	の実施 75、新型イ 75、新型イ 76年 古に対 76種 に の 映食調査、	(患者接触者等に対する 入院又は自宅待機等の勤 (不要不急の外出自粛要請)	(不要不急の外出自粛要 請) (学校の臨	
田内袋仕間	国乙光土地	国内(都内)で発生 確認	(抗インフルエンザ薬の患者 与)	(((発性ンター、発熱外 来の設置要請)	知) 精極的疫学調査の実施 (注) 感染症予防法に基づき、新型インフルエン対対策患者及び接触者に対し、原因の究明、感染源を把煙し、 発防止のための行動調査、喫食調査、 健康調査を行う			
	はかれた出	海外でヒトからヒト への感染が発生	(抗インフルエンザ薬の適 正使用の要請) (破染予防女等の医療資器 材の確保)	(発生に備えた病床確保)		(感染予防策の周知)			-
数十姓	光生即独	ヒトからヒトへの感染 が認められない	(抗インフルエンサ禁の備 落、使用計画の策定)	(診療可能医療機関の確保等)		(感染予防マニュアル等の 作成) (注) 製造され次第、 ワクチン接種計画 に基づく接種			
華			7 医療物資の確保 と活用	8 医療体制		9 防疫体制		10 社会活動の制	限、市民生活の確保等では発



準備、都内流行期 (後期)

2 4

都内流行期 (前期) 発生前期から準備、

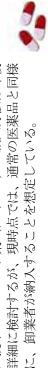
設置時期

トリアージを開始

より診療等を開始

行政備蓄分抗インフルエン扩薬(タミフル)の供給

ミフルの供給状況をふまえて、行政備蓄分抗インフルエンザ薬 都内で新型インフルエンザ患者が発生した場合、市中流通分タ (タミフル) の供給を開始する。おおむね、都内流行前期ごろか ○ 行政備蓄分は、発熱センター、発熱外来を設置する医療機関、 ○ 抗インフルエンザ薬 (タミフル) の納入方法は今後 指定入院医療機関に優先的に供給する。 ら供給を開始する見込みである。



卸業者が納入することを想定している。



発熱センターとは、新型インフルエンザの疑い 患者をトリアージ(振り分け)するために開設 し、初期診療を行うための施設

設置数

歩・自転車の利用などでアクセスできるよう、

数を確保

地区医師会の協力を得て

スタッフ

確保

発熱センターと発熱外来を合わせて、

を行う体制・施設を確保】

機関を選定

【地区医師会と協議】

保健

区市町村の集会所、

設置場所

センター、学校等

統製センター・発験外来の観響

H Œ

EE

発熱外来

発熱センタ

瞅

角

E E

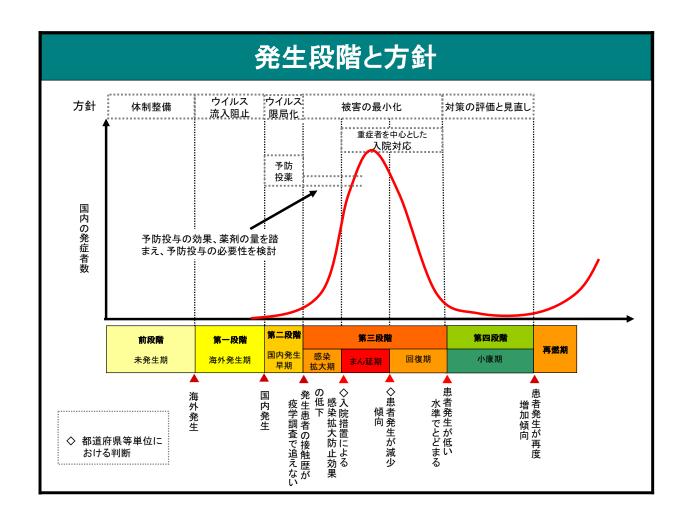
E

E

乏療機関

区市町村

設置者



(参考) 改定前の行動計画におけるフェーズ分類と発生段階との対応表

【改定前】フェーズ分類	【現行】発生段階
フェーズ1、2A、2B、3A、3B	【前段階】未発生期
フェーズ4A、5A、6A	【第一段階】海外発生期
フェーズ 4 B	【第二段階】国内発生早期
フェーズ5B、6B	【第三段階】感染拡大期、まん延期、回復期
後パンデミック期	【第四段階】小康期

※「A」国内非発生 「B」国内発生

米 地州 管理! (危機 1) 洒 冊 二 桵 6 後 41

とライフライン機能等の維持 活動の規制 414 ¥

必要!

社会活動の規制を行うことにより、感染拡大を防ぐパンデミック期にあっても、ライフライン等の機能を確保 都民生活と首都機能を維持する Θ

都政のBCPの策定 2

 $\widehat{\Xi}$

本年度の実施内容

粨 の実験

(数 諞

က

平成20年11月20日 $9:00\sim12:00$ 実施日時

 $\frac{\mathcal{C}}{\mathcal{C}}$

都、区市町村及び関係機 関の連携強化及び対応力 訓練の目的 O 3

都政のBCP策定を視野 に入れた対応策の検証 の向上 0

実施場所

 $\widehat{\mathfrak{S}}$

揪 Ï 東京都防災センタ

パンデミックを想定した 都、区市町村及び関係機 関が実施する対策等につ いての図上訓練 聖練想定 3

練参加者 (約300名) 諞 3

- 都全局 全区市町村 全保健所 関係事業者 八都県市 $\Theta \Theta \Theta \Theta \Theta$
- S

訓練成果をとりまとめ、 区市町村・関係事業者等 へ周知する 訓練成果の共有化

新型インフルエンザ発生時に想定

される事態

- 感染防止等の実施(新たに発生する業務) 都民生活に不可欠な業務の実施 不要不急業務の休止 職員の欠勤
- 0000

"

策定方法

都民の生命と健康を守る 都民生活と首都機能を維持す Θ

- Θ
- 0
- **(9)**

策定スケジュール ကြ

- Θ
- k (20年12月) ř(21年1月~2月
- $\widehat{\iota}$ 1年度、

N

BCPの目標 $\widehat{\Xi}$

BCPの内容

2

- ① 都政の業務を洗い出し、優先業務と休止 する業務を選定 ② 優先業務を実施するための人員確保や 実施方法に係る課題と対応策 ③ 休止する業務について、その代替方法や 休止に伴う対応策

-) 都政のBCP 策定方針の提示 (各局ヒアリング(2 策定(21年度中) 各局のBCP(21年
 - 000

 $\widehat{\Xi}$

- 事業縮小・休止等が必要な対象事業 発生初期段階からの規制内容 法的根拠 関係事業者との合意形成 等

社会活動の規制

主な検討項目

検討方法

- 0000
- ライフライン等機能の確保
- ライフライン等機能の確保が必要な対象事業者 確保に向けた関係事業者との連携体制 関係事業者への事業継続計画(BCP)の策定 000
- 揪 の策定支援

検討方法 3

危機管理部会の下に、庁内関係部及び関係事業者を構成員 とする「社会活動のあり方検討連絡会(仮称)」を設置し、 検討する。

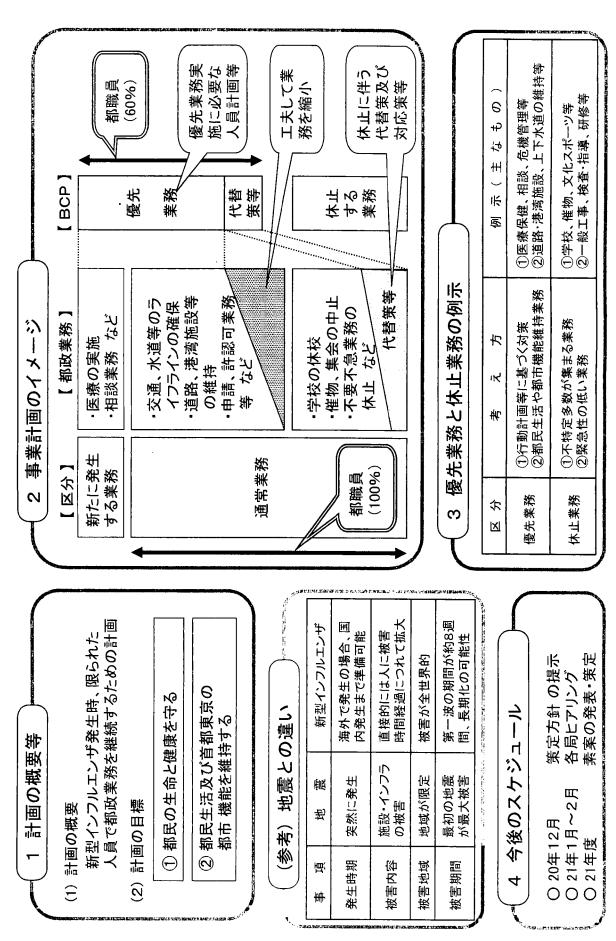
検討スケジュール 3

- (20年11月 「あり方検討連絡会(仮称)」の設置
- 中間のまとめ(21年3月) 関係事業者との調整(21年度~) 事業者へのBCPの策定支援(20年11月、 0000

 $\widehat{\iota}$

·研修会等 係団体との意見交換会 蓝

都政のBCP(新型インフルエンザ編)について(案)



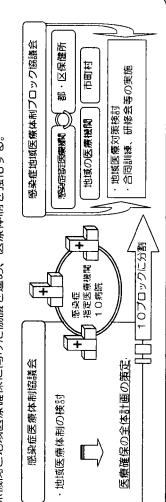
洲 (保健医療部会) ے $\boldsymbol{\rho}$ 1) 洒 刪 加 依 6 逘 小

保健医療分野の主な取組み

地域毎に協議会を設置し地域医療体制を整備

地域医療体制の整備

感染症医療体制協議会を設置し、都全体の医療確保等について検討するとともに、感染症指定医療機関のブロックごとに設置した協議会において、区市町村・保健所・地域の医療機関等の関係機関と地域医療確保に向けた協議を進め、医療体制を強化する。



抗インフルエンザ薬等の備蓄

N

抗インフルエンザ薬の備蓄増強 タミフル・リレンザを各々人口の30%

- 合計 800 万人分を備蓄 (20年度~) (東京都想定罹患率)、
 - 個人防護服(PPE)の備蓄

(50万舊) ・医療従事者用の防護具を備蓄 封じ込め期の保健医療対策に従事する職員

都民の意識啓発

ო

- 正しい知識と予防方法、東京都の取組みを広く都民に発信(普及啓発の集中展開) **幣型イソフルエンゼ 対級 ボッンポッウム** 11月
- 全世帯へ「保存版パンフレット」を新聞折込み配布 2月
- 普及啓発キャンペーンの実施 <u>1</u>

検討事項·検討方法

検討事項

- 地域医療体制の確保に向けた条件整備や ガイドラインの策定 0
- 発熱センター・発熱外来の設置運営計画ガイド ライン、運営マニュアルの策定 施設整備基準の整理と施設整備支援策の検討
 - 医療資器材(防護服・人工呼吸器等)の備蓄の 検討

00

これらの取組みを推進し

- 院内感染予防マニュアルの策定
 - 医療従事者への補償の検討 00
- 都立病院における体制整備
- 医療資器材の備蓄、施設整備の推進 病院別対応マニュアルの作成 00
- 抗インフルエンザ薬・ワクチンの確実な配付と利用
- 配付計画の策定 ワクチン接種計画・接種体制の整備 00

サーベイランス (情報収集・解析・発信等) 体制の整備 4

- 最新情報の速やかな提供方法
- 医療機関の情報把握・都民への情報提供方法 0000

また効果的に実施するために

感染者・死亡者数の把握方法と公表 発生時の広報

そのも Ŋ

検討方法

本部内の対策委員会(既設置)、病院経営 本部内の対策委員会(既設置)において検討 し、保健医療部会に報告

日会 平成 20年 11月 25 事業活動のあり方検討連絡

新型インフルエンザ発生時の事業活動のあり方の検討について(案)

新型インフルエンザ発生時に、感染拡大を防止するため、関係事業者の理解と協力を得ながら、事業活動のあり方について検討を行う。 このため、関係事業者団体と行政関係者で構成する「新型インフルエンザ対策事業活動のあり方検討連絡会」を開催する

主な検討内容 2

(4) 関係事業者との合意形成 (3) 法的根拠 (2) 発生時の規制内容 (1) 事業縮小・休止等が必要な対象事業の検討

事業活動の基本的な考え方 က

- 不特定多数の者が集まる場や機会を提供している事業は『休止』
- 都民生活や首都東京の都市機能を維持するために必要な事業は『継続』 (2)
- その他の事業は『縮小』 (3)

③感染予防、社会的實務、事業継続の観点から事業継続とベルを決める事業継続とベルを決める事業 ①休止・縮小事業については、代替 ②規制開始及び終了時期の考え方 ④規制が長期に亘る場合の課題を ⑤各事業者がBCP(事業継続計 整理し、検討することが必要 その他検討課題 画)の策定が必要 措置の検討が必要 めることが必要 の検討が必要 階から流行終 息期まで実施 都内発生初期段 噩 羅 郵便等) 倉庫、通信、 〇学校(小中学校、高校、大学、幼稚園、専修学校、各種学校等) 〇保育施設 運輸、 ○食品・生活必需品、医薬品・医療機器製造・販売業 交通 偨 通信社等) ○ライクライン事業(電気、上下水道、ガス、石油、 衣 〇小売業(食品・生活必需品以外の小売) 〇報道機関(テレビ、ラジオ、新聞、 〇火葬・埋葬業、廃棄物処理業 〇宿泊施設(ホテル、旅館等) ○情報システム関連事業 〇福祉施設 (通所施設) 〇福祉施設 (入所施設) 〇大規模集客施設 · 社会教育施設 ○その他の事業 • 娯楽施設 ○金融事業 ○飲食店 感染予防策を講じた上で、都 民生活等の継続に必要な事 し、都民生活に必要最小限の 事業を、感染予防策を講じた 事業を継続することにより、 感染拡大が懸念されるため、 不要不急の事業活動を休止 Eで縮小して継続する。 솋 業を継続する。 内 休止する。 主な内容等 * **÷** ㅂ 霜 失 纇 梳 ※

人	<u></u>

(平成20年12月26日発行)

東京都教育庁都立学校教育部学校健康推進課

〒183-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 (03)5321-1111 内線53-312

直通 (03)5388-1727